

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
日本通運株式会社東京航空支店
成田空港第二物流センター保税蔵置場
千葉県成田市新泉36番地2
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建及び土地
1棟 13,305.22平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物
- 5 許可期間
自 平成27年 5月 1日
至 平成28年 1月22日

平成27年 5月 1日

東京税関長 青木 一郎